

安全・衛生 ———— じゃーなる Journal

〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろビル4F TEL011-272-8855 FAX011-272-8880 発行責任者：松浦 俊一

125
2016.06

全国安全週間 7月1日～7日

安全旗の掲揚、標語の掲示、職場の総点検を！

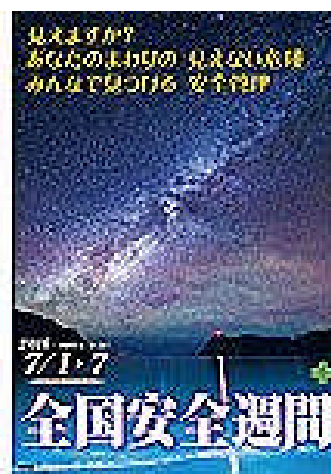
全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で89回目を迎える。

この間、労働災害は長期的に減少し、平成27年は統計を取り始めて以来初めて、年間の死亡者数が1,000人を下回った。

これは産業安全に携わった多くの先人がたゆみなく安全活動を展開した結果得られた画期的な成果である。

一方、近年の産業構造の変化に伴って、拡大を続ける第三次産業等においては未だに安全に関して自ら取り組む意識が十分とは言い難い。また、経験が浅い労働者が職場に潜む危険を察知できないことなどを背景として、休業災害を含む労働災害全体の数は十分な減少傾向にあるとは言えない現状にある。

このような状況を踏まえ、更なる労働災害の減少を図ることを決意して、平成28年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。



見えますか？ あなたのまわりの見えない危険 みんなで見つける 安全管理

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

(1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ① 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ② 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③ 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- ⑤ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施

- ⑥ 「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施
(厚生労働省 平成28年度 全国安全週間実施要綱より)



第2回 過労死防止学会

過度な競争社会を変える あゆみが続く！

産業カウンセラー 馬見 峻司

過労死防止学会が去る5月21日から22日、大阪の関西大学において、115名が参加して国際シンポジウムなどを含む第2回過労死防止総会が開催されました。

1日目は国際シンポジウムで、代々木病院精神科医の天笠崇氏、韓国のイム・サンシユク氏、日本経済について著作がある仏のセバスチャン・ルシュバリエ氏が、各国の現状や課題を報告しました。

週49時間以上の長時間労働をしている割合（2012年）は、日韓が突出しています。日本では、過労やストレスによる精神障害で労災認定されたケースは、14年度497件で、09年度と比べ、約2倍に。自殺・自殺未遂は99件で、いずれも過去最多でした。

天笠氏は、長時間労働とうつ病・過労自殺とのかかわりを、独自の調査事例をもとに説明。「長時間労働が直接うつ病を引き起こすのではなく、仕事の負担の度合いとあいまって、過重労働が原因になる」と分析されました。

仏では長く失業問題を抱え、ワークシェアのために00年に週35時間制が導入されました。ルシュバリエ氏によると、雇用は確保され、「人生の勝ちを働くことだけでなく、芸術、文化、スポーツにもある」という考えが広まり、自由な時間が増え、出生率は上がり、男性の育児参加も進んだと。一方で「バカンスの国と思われているが、週35時間制の導入後、逆に職場の健康問題や自殺が増えている」とも指摘。08~09年に通信大手企業で従業員30人以上が自殺した例などを挙げました。「時短に対応するため、労働の密度を上げて、どの1秒も生産的であることが求められている」と。「グローバル化で企業は絶えず競争を激化させ、職場のストレスは増えていく」と述べ、過度な競争社会を変える必要があると報告しました。

イム・サンヒョク氏は、韓国では運輸業などで長時間労働が許容され、5人未満の事業所は労働時間に関する法の適用を受けない貯め、「交代勤務や非正規の労働者に長時間労働が多く、企業側への処罰規定がないため疲労やストレスへの対策がとられていない」と指摘しました。同行した過労死問題に取り組む韓国のチョン・ピョンウク弁護士は「業務を苦に自殺したと遺言に残されていても、遺言を書けるほどの正常な精神状態とみなされ、過労自殺と認定されない。(道徳的にも)自殺を認めない風潮がある」と。「日本のように過労死防止センターをつくり、声を上げていきたい」と訴えていました。

上記シンポジウム終了後、学会代表幹事の森岡孝二関西大学名誉教授により、あらためて過労死学会の目的等が示されました。過労死防止法の成立・施行を受け、既存の研究領域を超えて過労死・過労自殺の防止対策を研究し、経済学者、法律家、医師、過労死被害者とその家族、ジャーナリスト、活動家などによって推進されてきたこと等、この1年間の活動で徐々に運動が前進したことを、感慨深く話されました。

<教員の過重労働と公務災害 分科会>

解消には労働時間の正確な把握必要



2日目の午前には「教員の過重労働と公務災害」分科会がありました。

中野淑子（東京家族の会）さんが「公務災害認定に係る諸問題と課題」、尾崎正典（静岡家族の会）さんが「障害者支援教室で発生した公務災害」、前川珠子（東北希望の会）さんが「東北大学教員の過労死事件について」を報告。

中野さんは、中学校教員であった夫の死について「補償基金」の「公務外」認定を覆すために苦勞された経緯が報告されました。尾崎さんは、教員として障害者支援学級での教育活動に熱意を注ごうとしていた姉が、教育委員会と学校長の圧力のもとでうつ病を発症して命を絶った状況が報告されました。前川さんは、東北大学工学部の教員であった夫が、競争と過重な仕事に加えパワハラによって命を絶ってしまい、命を大切にしない職場環境への憤りがのべられました。



学校教員に関する公務災害を10件以上扱ってきた松丸正弁護士は、分科会の助言者として、教員の過重労働は「部活」の指導がらみが多いこと、教員が「子供のために」の気持ちから自ら過重労働にのめりこむという教育業務に特有の性格があること、また隠れた勤務時間としての持ち帰り残業は大きな負担となっていることを指摘されました。さらに、労務管理と職務命令の狭間の立場にある学校長とは、災害認定訴訟の当初は対立関係にあるが、学校長の職務環境の制約や限界も視野に入れて、再発防止のための相互理解を深めていくことが大切であることを指摘されました。そして、年間の教員の在職死亡500～600件のうち公務災害認定請求がなされたものは10件前後に過ぎず、うち年間の認定件数は数件にとどまり、あきらかに過小であること。その原因として労働時間を職場がきちんと把握していない実態があり、教員の過労死をなくするためには労働時間をきちんと把握することがまず前提なのでその課題に取り組みなければならないことを強調されました。

また、司会者の成瀬龍夫さん（元滋賀大学学長）の感想として、教員の死を招く過重労働の原因については、職場での過重な教育負担、明かな上司によるパワハラ、教員の意欲や献身をスポイルするような経営方針や職務命令など、3人の報告者の報告を聞いても、非常に多様であるが、環境的原因をつくり、適切な避難や救済措置を怠った職場管理者である上司達の責任はやはり大きいと言わなければならない。自分が大学在職中、大量に発生した「超過勤務手当未払い」問題を通じて、校長などの学校管理者に労務管理、とくに労働時間管理の基本的な意識と責任感がまったくないことを実感した。教員の健康管理も職場の定期検診以上のものではなかったと。

今日、各級の教育機関は「リスク管理」に関する規定を整備しているはずですが、その柱の1つとして、教員の過重労働による健康破壊や過労死をなくす、すなわち、職場で「死なないように職員を守る」課題が掲げられなければならないと思います。具体的には、松丸弁護士から指摘があったように、職場健康管理の基本前提として教職員の労働時間を正確に把握することが取り組みられなければなりません。また、教育研究の職場に特有の過重労働を生み出す環境の本格的な解明が必要なことを痛感しました。（過労死防止学会 報告より）

<若者の過重労働 分科会>

医療・実習生・ワタミ 過労死のひどい現実の報告

第4分科会「若者の過重労働」に参加しました。第1テーマは、都庁職員労組病院支部による「新人看護師の超勤実態と過労」の報告でした。2010年4月から新人看護師臨時研修制度が導入されたため、超勤と過労の関係について、新人を対象に134人、のべ537人分を調査した結果、98.6%で超勤が行われていました。そのうち時間外を申請したのは7.6%にしか過ぎません。申請した時間も実際の36.9%でしかありませんでした。勤務前の申請は皆無。最長の時間外は4時間45分、これも申請されていませんでした。これらの結果から労働時間が適正に管理さ

れていないことが明らかになりました。医療の現場では、「一人前になるための勉強」という新人意識につけこんで時間外労働の強制が日常的に行われ、朝の「申し送り廃止」に伴って患者の情報収集時間が確保されない実態。ただ働きを黙認することで、育てるコストを新人看護師と現場に押し付けてきたといえます。結局、看護師の早期離職（7.5%）の悪しき構造が温存されています。

第2テーマは、いの健東京センター色部氏による「外国人技能実習生の労災問題」でした。労働基準監督署が実習実施組織に対して、一斉の監督指導を行いました。2012年には2,776事業場で1844件、79.1%の法令違反がありました。また、2013、14年の2年間で34の死亡事例のうち、脳・心臓疾患と推定したのが6件。なんと自殺者が8件、行方不明・脱走者が14年に3,189人となっています。これらの原因は、長時間の過酷な労働、いじめ・嫌がらせの横行、居住環境の貧困、渡日支度借金の縛り等が挙げられます。今後の取り組みとして、①調査活動での関係者の連携、②実習制度の廃止、③遺族による労災請求のための取り組みを提起していました。

第3テーマ「ワタミ過労死事件と和解の社会的意義」は、東京新聞社会記者中澤氏より報告がありました。2008年に、26歳の女性社員が入社2カ月で自殺しました。彼女は、連日午後3時ごろから翌朝3～5時ごろまで働いていました。しかも居酒屋の業務に加え、本社での研修参加やレポートの作成。休日には、強制的にボランティア活動を強いられました。時間外は最長で月141時間。遺族両親による示談交渉が始まるも決裂したため、2012年、東京地裁に損害賠償を求めて提訴。2015年、昨年12月、ワタミ側が両親の主張を全面的に認めて和解が成立しました。「365日24時間、休まず働け」というカリスマ経営者である渡辺氏が謝罪と責任を示した和解内容は、いまや過労死を出す企業は社会的に許されないというモデルケースとも言われるようになりました。

午後は、「過労死防止法と大綱の意義・課題」の報告で、過労死弁護士全国連絡会議の岩城事務局長は、この法は過労死の存在を公的に認め、国が宣言し、防止対策推進体制を確立する理念法としての性格をもつものと力説。2020年までに、週労働時間60時間以上の労働者をゼロに、月80時間以上の時間外労働の特別延長時間を定める36協定をゼロに、インターバル休息制度の導入、すべての事業場で客観的方法により労働時間を適正に把握させる、の4点を各論のなかに取り入れることになったと示されました。

2番目の報告は、『兵庫労災を考える家族の会共同代表』の西垣さん。一人っ子を長時間労働で失い、裁判に訴えました。献身的な活動は、1989年の家族会結成から始まり、弁護士、超党派の国会議員を動かし、過労死防止法に結実させました。「私達の念願は過労死のない社会の実現。それに向けて、過労死防止法は必ず歯止めになる」という訴えは感動的でした。

3番目の報告は、全労働省労組の秋山中央副委員長。毎年島根県一つ分ぐらいの公務員が減らされている、賃金もどんどん下がっていること。過労死を防ぐ立場の厚労省が、国会期間中は国会議員の質問を考えさせられ、大臣の回答に必要な資料をそろえる超長時間労働の強制など、仕組み自体が過重労働を強いる体制になっていると実態が話されました。

4番目の報告は、過労死防止大阪センターの柏原氏による「過労死防止活動と長時間労働改善の展望」。日本から過労死を根絶する展望を持っており、労働時間の把握、インターバル休息制度の確立、長時間労働をなくしていくこと。ご遺族の訴えを幅広い運動で推進していく大切さを強調しました。

最後の報告は、金沢大学伍賀名誉教授による「雇用・労働の規制緩和と過労死問題」。日本は低い労働基準によって実現される過剰サービスの社会となった。緩和・撤廃された経済的規制の見直しをはかることが必要。「過労死予備軍＋非正規雇用」依存型ビジネスモデルの悪循環を断ち切る課題として、雇用分野の再規制の必要性も強調されました。

二日間の学会を通じて、全ての報告や提起は悲惨な現実を浮き上がらせ、いままで隠されてきた多くの不幸を「あってはならないこと」として、明確な事実であることを知らせています。やっとここまで来たと思います。私たちはこの遺族の悲しみを他に広めないために、過労死の防止に努めるという決意を、あらためて感じました。

「ノーモア 過労死」

「ノーモア サービス・不払い残業」です。